

法令適用事前確認手続 回答書

平成22年6月7日

国土交通省総合政策局不動産課長

平成22年5月31日付けをもって、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第33条の2並びに第65条第1項柱書、第1号及び第2号について照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、第65条第1項柱書、第1号及び第2号の適用対象とならない。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

照会者から提示された宅地の売買の代理に係る行為は、法第33条の2により禁止されている自己の所有に属しない宅地について自ら売主となる売買契約の締結に該当せず、同条の規定に違反していないことから、法第65条第1項柱書に規定する「この法律の規定……に違反した場合」に該当しない。

また、当該行為を行うこと自体は、法第65条第1項第1号に規定する「業務に関し取引の関係者に……損害を与えるおそれが大であるとき」及び同項第2号に規定する「業務に関し……取引の公正を害するおそれが大であるとき」に該当しない。